

2022年5月11日

株 主 各 位

神奈川県藤沢市湘南台二丁目10番地5
株 式 会 社 魚 喜
代表取締役社長 有 吉 美 和

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申しあげます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月25日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区南幸2-19-9 TKP横浜ビル
TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口4F「ホール4C」
末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。
接触感染防止のため、お土産、お飲み物はご用意いたしておりません。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第37期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎インターネットの開示について

- ・本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告並びに連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.uoki.co.jp/>

◎株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使をご推奨申しあげます。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある方、妊娠中の方などは、くれぐれもご無理をなさらず、ご来場を見合わせてください。
- ・接触感染防止のため、**お土産・お飲み物はご用意いたしておりません**。また、座席の間隔を拡げることから**席数がかなり限られ、当日ご入場をお断りする可能性がございます**。

◎当日ご出席の場合

- ・当日ご出席される株主様におかれましては、健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願い申し上げます。
- ・本総会会場において、受付前に検温をさせていただく場合がございます。また、マスク着用やアルコール消毒液の使用等にご協力お願い申し上げます。
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当社株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使できる株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。
- ・資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・当日は節電への取組みとして、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年3月1日から2022年2月28日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、再度の緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の再適用により、前連結会計年度に引き続き、企業や個人の経済活動は停滞しました。ワクチン接種の広がりとともに収束傾向にあるものの、変異株の拡大もあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが事業の主体をおく水産小売業界では、魚介類の国民1人当たりの消費量が年々減少しており、また、水産資源の枯渇や国外での魚介類消費の増加により漁獲量の減少や魚介類の仕入価格上昇傾向が続く状況となっております。一方、国内消費については、商業施設の休業、営業時間短縮や天候不順などの影響があったものの、外出自粛要請等による巣ごもり需要は継続しております。

飲食事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた各自治体からの営業自粛や営業時間短縮要請及び酒類提供の中止等の制約により厳しい状況で推移しました。

このような状況下において、当社グループでは、お客様と従業員の安全確保を第一とし、従業員のワクチン接種の推奨、マスク着用や正しい手洗い、アルコール消毒の励行など感染症対策を徹底し、お客様に安全な商品を安心してご購入いただける態勢を整え、ローコストオペレーションの実施、店舗運営コストの見直しを継続することで、収益構造の改善を推し進めました。さらに、節分、丑の日などのイベントでは社内コンテストを実施し、競合他社との差別化商品の開発に加え、売場演出の強化も図りました。

【当連結会計年度の出店・退店】

鮮魚事業	出店	アルパーク店
	退店	自由が丘店
飲食事業	出店	仕立屋鎌倉店、仕立屋二俣川店
	退店	当連結会計年度における退店はありません。
不動産事業	出店	当連結会計年度における連結子会社ビッグパワーの出店及び退店はありません。
	退店	

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は110億42百万円（前期比2.0%増）、売上総利益は48億15百万円（前期比2.5%増）と売上・売上総利益ともに前期を上回り、販売費及び一般管理費において、人件費をはじめとし、全社的に経費の見直し・削減を積極的に実施した結果、営業利益は2億22百万円（前期比7.4%増）、経常利益は3億41百万円（前期比53.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億18百万円（前期比9.4%増）となりました。

区 分	2021年2月期 (第36期)	2022年2月期 (第37期)	前期比増減額	前期比増減率
売上高	10,825百万円	11,042百万円	216百万円	2.0%
売上総利益	4,697百万円	4,815百万円	117百万円	2.5%
販売費及び一般管理費	4,490百万円	4,593百万円	102百万円	2.3%
営業利益	206百万円	222百万円	15百万円	7.4%
経常利益	222百万円	341百万円	119百万円	53.4%
親会社株主に帰属する 当期純利益	199百万円	218百万円	18百万円	9.4%

事業のセグメント別の状況としましては、鮮魚事業の売上高は98億67百万円（前期比1.3%増）となり、セグメント利益は5億88百万円（前期比2.0%減）、飲食事業の売上高は7億73百万円（前期比14.4%増）となり、セグメント利益は18百万円（前期はセグメント損失18百万円）、不動産事業の売上高は4億41百万円（前期比2.2%減）となり、セグメント利益は33百万円（前期比17.4%減）でありました。

部 門 別	区 分	2021年2月期 (第36期)	2022年2月期 (第37期)	前期比増減額	前期比増減率
鮮 魚 事 業	売 上 高	9,741百万円	9,867百万円	126百万円	1.3%
	セグメント利益	600百万円	588百万円	△12百万円	△2.0%
飲 食 事 業	売 上 高	675百万円	773百万円	97百万円	14.4%
	セグメント利益	△18百万円	18百万円	36百万円	—%
不 動 産 事 業	売 上 高	451百万円	441百万円	△9百万円	△2.2%
	セグメント利益	40百万円	33百万円	△7百万円	△17.4%

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は、1億2百万円であります。

その主なものは、新店舗や店舗改修への設備投資によるものであります。

③資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの資金調達は、運転資金を金融機関からの借入で賄い、残額を自己資金で充当しました。

その結果、当連結会計年度末現在の金融機関からの借入金残高は2億98百万円となっております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(企業集団の財産及び損益の状況)

区 分	2019年2月期 (第34期)	2020年2月期 (第35期)	2021年2月期 (第36期)	2022年2月期 (当連結会計年度 (第37期))
売 上 高 (千円)	12,501,626	11,785,444	10,825,627	11,042,025
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	75,241	52,447	199,651	218,488
1株当たり当期純利益金額(円)	29.46	20.54	78.18	85.56
総 資 産 (千円)	2,316,797	2,671,896	2,541,365	2,151,233
純 資 産 (千円)	389,149	435,336	641,826	834,266
1株当たり純資産額(円)	152.39	170.47	251.33	326.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して算出しております。
2. 2019年2月期（第34期）の財産及び損益の状況は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更を遡及適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
株式会社ビッグパワー	40,000	100	不動産賃貸管理等

(4) 対処すべき課題

次期（2023年2月期）の日本経済は、新型コロナウイルス感染症対策の進展や有効なワクチンの普及により、景気は徐々に回復基調をたどることが予想されますが、現状では、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不明であり、依然として先行き不透明な情勢が続くものと予想されます。

このような状況下、当社グループは、コロナ禍での取り組み、アフターコロナを見据えた取り組みを同時に行います。また、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、積極的な取り組みを通じて持続可能な社会の実現に貢献してまいります。第38期（2023年2月期）は、以下5点の重点課題に取り組んでまいります。

①既存店の強化と収益拡大

- ・地域に根ざした店舗運営を図るべく、品揃え、品質、価格、サービス等がお客様のニーズに合致しているかを検証し、改善していきます。また、旬・こだわりの商材やお買い得品等でお客様の商品やサービスへの欲求を創生し、常に当社でご購入いただくお客様を増やすことにより収益拡大を図ります。
- ・市場、商社、メーカー等の供給会社とのスケールメリットを活用した商品共同開発、共同仕入れ等を通じて、安定的に高品質商品を確保していきます。また、計画的な販売戦略を敷くことにより、価格的にも魅力のある仕入を実現してまいります。
- ・働き方改革によるローコストオペレーションを実現し、労働生産性の向上を図るとともに、品切れや廃棄によるロスを無くし、店舗運営コストの見直しを行い、収益構造の改善を図ります。

②新たな収益基盤の拡大

- ・安定した収益確保を図るため、プライベートブランド商品（PB商品）の開発を強化し、当社店舗で販売するだけでなく、他の小売業会社等への卸しを積極的に行うとともに、Webによる新たな販売チャンネルを追加いたします。また、今まで主力事業で蓄積したノウハウを新規事業展開に応用し、鮮魚小売業、飲食業を主軸に事業領域の拡大を図り、シナジー効果が期待できる業務提携等を検討してまいります。

③堅実な店舗展開

- ・安定的な店舗運営を図るため、人材育成とのバランスを図りながら厳選した店舗展開を進めていきます。
- ・出店基準の厳格化、効率的な店舗運営を行い、収益性を高める店舗展開を行います。

④人材の確保と育成

- ・今期は人事制度改革タスクフォースチームを編成し、優秀な人材の確保のため、ITの活用も積極的に進め、労働環境の一層の整備を図るとともにモチベーション向上の施策、教育・研修制度の強化、福利厚生制度の充実、魅力ある人事制度改革、女性社員の活躍の場の提供を継続的に進めていきます。

⑤衛生管理体制の徹底

- ・食の安全・安心は、食を取扱う企業として必須の課題であり、当社では、専門部署として食品衛生部を設置しております。食品衛生部では、各店舗において食中毒事故、異物混入問題を起こさないことはもとより、高品質で安心できる商品をお届けするため、新たな衛生管理手法であるHACCPに沿った衛生管理を推進するとともに、店舗への巡回指導を定期的に行っております。今後も安全・安心で高品質な商品をお届けするため、衛生管理の徹底を図ってまいります。
- ・新型コロナウイルス感染症対策については、お客様と従業員の安全確保を第一とし、従業員のワクチン接種の推奨、マスク着用や正しい手洗い、アルコール消毒の励行など感染症対策を徹底し、お客様に安全な商品を安心してご購入いただける態勢強化を継続してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

主要事業	事業内容
鮮魚事業	魚介類、寿司及び惣菜の小売販売
飲食事業	回転寿司店等の経営
不動産事業	不動産賃貸管理等

(6) 主要な事業所 (2022年2月28日現在)

①本社 神奈川県藤沢市湘南台二丁目10番地5

②店舗数

- i. 鮮魚事業 41店舗
- ii. 飲食事業 8店舗
- iii. 不動産事業 2店舗

③店舗

部 門 別	都道府県	店 舗 名	店舗数
鮮 魚 事 業	埼 玉 県	東急北越谷店	1店舗
	東 京 都	池袋西武店・渋谷西武店・恵比寿店・自由が丘G店	4店舗
	神奈川県	東急ライフタウン店・東戸塚店・横浜そごう店・伊勢佐木町店・湘南台店・イトーヨーカドー湘南台店・イトーヨーカドー大和鶴間店・戸塚モディ店	8店舗
	石 川 県	金沢高柳店・明倫通り店・泉が丘中央店	3店舗
	岐 阜 県	JR岐阜店	1店舗
	静 岡 県	静岡松坂屋店・遠鉄ストア浅羽店・遠鉄ストア浜北店・遠鉄ストア桜台店・遠鉄ストア三ヶ日店・JR浜松駅ビル店・KADODE OOHAWA店	7店舗
	愛 知 県	春日井店・吉田方店	2店舗
	大 阪 府	天満橋店・住道店・和泉店・寝屋川店	4店舗
	兵 庫 県	名谷店・神戸阪急店・姫路店・神野店	4店舗
	奈 良 県	まほろばキッチン店	1店舗
	広 島 県	広島緑井店・天満屋福山店・広島そごう店・福屋五日市店・アルパーク店	5店舗
	徳 島 県	あいさい広場店	1店舗
飲 食 事 業	神奈川県	回転寿司横須賀中央店・回転寿司魚喜東戸塚店・仕立屋鎌倉店・仕立屋二俣川店	4店舗
	岐 阜 県	あぶり焼きSAKANAYA ACTIVE G店・回転寿司魚喜ACTIVE G店	2店舗
	兵 庫 県	回転寿司魚喜神戸元町店	1店舗
	広 島 県	エキエ広島店	1店舗
不 動 産 事 業	神奈川県	ビッグパワー湘南台店・新鮮イセザキ市場店	2店舗

④第38期に係る2022年3月1日から5月11日までの出店及び退店

鮮魚事業	出店	2022年3月1日以降の出店はありません。
	退店	静岡松坂屋店
飲食事業	出店	2022年3月1日以降の出店及び退店はありません。
	退店	
不動産事業	出店	2022年3月1日以降の出店及び退店はありません。
	退店	

(7) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

①企業集団の使用人の状況

部門別	使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
鮮魚事業	317名	1名	46歳5ヶ月	15年5ヶ月
飲食事業	21名	0名	48歳5ヶ月	13年1ヶ月
不動産事業	8名	△3名	43歳8ヶ月	6年3ヶ月

(注) 臨時雇用者は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
338名	1名	46歳6ヶ月	15年3ヶ月

(注) 臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入残高
株式会社 横浜銀行	218,140千円
株式会社 静岡銀行	36,038千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- ①発行可能株式総数 5,200,000株
- ②発行済株式の総数 2,555,856株
- ③株主数 8,305名
- ④大株主(上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有 限 会 社 フ ォ ー ・ エ ム	697	27.31
有 吉 和 枝	447	17.52
有 吉 美 和	74	2.93
U O K I 社 員 持 株 会	46	1.84
株 式 会 社 ラ ッ ク ラ ン ド	35	1.37
株 式 会 社 万 城 食 品	29	1.14
株 式 会 社 横 浜 銀 行	28	1.10
福 田 次 起	15	0.60
株 式 会 社 静 岡 産 業 社	12	0.50
堀 之 内 建 二	11	0.45

- (注) 1. 持株数の千株未満は、切り捨てて記載しております。
2. 持株比率は、自己株式 (2,172株) を控除し小数点以下第3位を四捨五入で計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2022年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	有吉美和	飲食営業本部長 兼 株式会社ビッグパワー（連結子会社） 取締役
取締役 執行役員	西山武	東日本営業本部長 兼 株式会社ビッグパワー（連結子会社） 取締役
取締役 執行役員	島谷勝司	西日本営業本部長 兼 関西支社長
取締役	中里瑛	社長室長
取締役 （常勤監査等委員）	安保眞司	神奈川県歯科医師信用組合監事 株式会社ビッグパワー（連結子会社） 監査役
取締役 （監査等委員）	堀之内建二	堀之内建二税理士事務所所長 税理士 株式会社文明堂東京ホールディングス 社外監査役
取締役 （監査等委員）	直井雅人	直井法律事務所所長 弁護士 株式会社ワールド・ヒューマン・リソ ーシス顧問

- (注) 1. 安保眞司氏、堀之内建二氏及び直井雅人氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために安保眞司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 安保眞司氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 堀之内建二氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 直井雅人氏は、弁護士の資格を有しており、法曹界における経験から法令に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、堀之内建二氏及び直井雅人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）の責任について、会社法第427条第1項（責任限定契約）により賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款規定に基づき、非業務執行取締役である安保眞司氏、堀之内建二氏及び直井雅人氏との間で、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3（役員等のために締結される保険契約）に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。ただし、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

④取締役の報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に關し「各取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会より一任された代表取締役が、当社の業績に加え、各取締役の担当職務、業績に対する貢献度合い、今後担うべき役割等を総合的に勘案し、その額を決定する」旨決議しております。また、取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、当該報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役（監査等委員）の個人別の報酬額は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	54	54	-	-	4
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役(監査等委員)	11	11	-	-	3
(うち社外取締役)	(11)	(11)	(-)	(-)	(3)
合計	65	65	-	-	7
(うち社外役員)	(11)	(11)	(-)	(-)	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第31回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)について年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)について年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数(監査等委員である取締役を除く)は3名、取締役(監査等委員)の員数は3名であります。
2. 当社は、業績連動報酬等を支給しておりません。
3. 当社は、非金銭報酬等を支給しておりません。
4. 当事業年度に係る報酬等は、固定報酬のみであります。
5. 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る委任に関して、各取締役の評価を行うにあたり、当社の企業理念と業績を深く理解し、全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役が適任であると判断し、代表取締役社長執行役員有吉美和に対して、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬額の決定を委任しております。

⑤社外役員に関する事項

i. 取締役(常勤監査等委員) 安保眞司

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
神奈川県歯科医師信用組合監事を兼務しております。当社と神奈川県歯科医師信用組合との間には特別な関係はありません。

- (iii) 会社又は会社の特定関係事業者との関係
株式会社ビッグパワー監査役を兼務しております。株式会社ビッグパワーは当社連結子会社であります。
- (iv) 当事業年度における主な活動状況及び
社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会は12回開催され、12回全てに出席、また、監査等委員会は12回開催され、12回全てに出席しております。
取締役会における発言状況につきましては、常勤監査等委員として監査にあたる立場及び大局的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制整備状況並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

ii. 取締役（監査等委員） 堀之内建二

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
堀之内建二税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社文明堂東京ホールディングスの社外監査役を兼務しております。当社と株式会社文明堂東京ホールディングスとの間には特別な関係はありません。
- (iii) 会社又は会社の特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iv) 当事業年度における主な活動状況及び
社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会は12回開催され、11回出席、また、監査等委員会は12回開催され、11回出席しております。
取締役会における発言状況につきましては、主に税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。また、監査等委員会において、必要に応じ議案、審議等につき適宜発言、助言を行っております。

iii. 取締役（監査等委員） 直井雅人

(i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

直井法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

(ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社ワールド・ヒューマン・リソース顧問を兼務しております。当社と株式会社ワールド・ヒューマン・リソースの間には特別な関係はありません。

(iii) 会社又は会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iv) 当事業年度における主な活動状況及び

社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会は12回開催され、12回全てに出席、また、監査等委員会は12回開催され、12回全てに出席しております。

取締役会における発言状況につきましては、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。また、監査等委員会において、必要に応じ議案、審議等につき適宜発言、助言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 普賢監査法人

②報酬等の額

	金 額
i. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,900千円
ii. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	18,900千円

- (注) 1. 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年5月27日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記 i. の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当該金額について、当監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期

の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）の責任について、会社法第427条第1項（責任限定契約）により賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款規定に基づき、会計監査人と締結した、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- i. 監査受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた監査委嘱者の損害について、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、2,000万円又は監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ii. 監査受嘱者の行為が i の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとする。

⑥会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項 該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,445,327	流動負債	1,040,096
現金及び預金	749,424	買掛金	356,273
売掛金	437,682	短期借入金	50,000
商 品	126,294	1年内返済予定の長期借入金	112,826
貯 蔵 品	12,468	未 払 金	210,814
そ の 他	119,458	未 払 法 人 税 等	89,996
固定資産	705,906	預 り 金	24,565
有形固定資産	228,241	賞 与 引 当 金	19,552
建物及び構築物	106,207	資 産 除 去 債 務	583
工具、器具及び備品	121,644	そ の 他	175,484
土 地	389	固定負債	276,869
無形固定資産	24,006	長期借入金	136,110
投資その他の資産	453,658	長期預り保証金	84,825
投資有価証券	74,549	関係会社支援損失 引 当 金	17,300
敷金及び保証金	316,763	資 産 除 去 債 務	38,634
繰延税金資産	30,380	負債合計	1,316,966
そ の 他	31,965	純資産の部	
資産合計	2,151,233	株 主 資 本	820,587
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	246,063
		利 益 剰 余 金	480,158
		自 己 株 式	△5,634
		その他の包括利益累計額	13,679
		その他有価証券評価差額金	13,679
		純資産合計	834,266
		負債純資産合計	2,151,233

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		11,042,025
売	上		6,226,594
売	上		4,815,431
販	費		4,593,157
營	業		222,273
營	業		222,273
	受		
	取	6	
	取	2,298	
	取	661	
	取	109,034	
	取	7,185	
	助	1,919	
	そ	1,792	122,898
營	業		
	支	3,179	
	そ	216	3,395
經	常		341,776
特	別		
	固	12,090	
	減	1,356	13,447
税	金		328,329
法	人	96,862	
法	人	12,978	109,841
当	期		218,488
親	会		218,488

貸 借 対 照 表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,303,860	流 動 負 債	906,764
現金及び預金	659,037	買掛金	349,881
売掛金	451,586	短期借入金	50,000
商 品	125,881	1年内返済予定の長期借入金	102,782
貯 蔵 品	12,468	未払金	125,686
前払費用	24,466	未払費用	119,124
未収入金	23,261	未払消費税等	38,072
そ の 他	7,158	預り金	9,340
固 定 資 産	500,896	未払法人税等	89,371
有 形 固 定 資 産	152,310	賞与引当金	19,552
建物	47,190	資産除去債務	583
構築物	0	そ の 他	2,371
工具、器具及び備品	104,731	固 定 負 債	168,878
土地	389	長期借入金	101,396
無 形 固 定 資 産	22,987	預り保証金	11,548
電話加入権	648	関係会社支援損失 引当金	17,300
ソフトウェア	22,339	資産除去債務	38,634
投資その他の資産	325,598	負 債 合 計	1,075,643
投資有価証券	74,549	純 資 産 の 部	
関係会社株式	0	株主資本	715,435
長期前払費用	12,840	資本金	100,000
長期未収入金	17,300	資本剰余金	246,063
敷金及び保証金	189,630	資本準備金	246,063
繰延税金資産	29,463	利益剰余金	375,005
そ の 他	1,815	その他利益剰余金	375,005
		繰越利益剰余金	375,005
		自己株式	△5,634
		評価・換算差額等	13,679
		その他有価証券評価差額金	13,679
資 産 合 計	1,804,757	純 資 産 合 計	729,114
		負 債 純 資 産 合 計	1,804,757

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,640,613
売 上 原 価		5,947,717
売 上 総 利 益		4,692,896
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,485,373
営 業 利 益		207,522
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	2,298	
受 取 手 数 料 金	2,948	
受 取 補 償 金	109,034	
受 取 保 険 金	7,185	
助 成 金 収 入	1,919	
そ の 他	1,142	124,534
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,878	
そ の 他	191	3,069
経 常 利 益		328,987
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,090	
減 損 損 失	1,356	13,447
税 引 前 当 期 純 利 益		315,540
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	93,460	
法 人 税 等 調 整 額	11,700	105,161
当 期 純 利 益		210,379

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月20日

株式会社 魚 喜
取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人

東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 嶋 田 両 児
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 功 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社魚喜の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社魚喜及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月20日

株式会社 魚 喜
取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人

東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 嶋 田 両 児
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 功 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社魚喜の2021年3月1日から2022年2月28日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月25日

株式会社 魚喜 監査等委員会

常勤監査等委員 安 保 眞 司 ⑩

監 査 等 委 員 堀之内 建 二 ⑩

監 査 等 委 員 直 井 雅 人 ⑩

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当社は2021年4月に創業50周年を迎えました。また、2019年2月期以降、4期連続で純利益を計上することができました。これはひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援、ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおり、1株につき普通配当5円に創業50周年記念配当5円を加え10円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

その内訳	普通配当	5円
	記念配当	5円

配当総額 25,536,840円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ありよしみわ 有吉美和 (1974年3月8日生)	2015年4月 株式会社ビッグパワー入社 2016年3月 株式会社ビッグパワー取締役（現任） 2016年3月 当社入社 2017年3月 当社社長室長 2017年5月 当社取締役社長室長 2018年3月 当社代表取締役社長執行役員 2019年3月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 飲食営業本部長 2022年3月 当社営業推進本部長兼Webマーケティング室長（現任）	74,937株
2	にしやま たけし 西山 武 (1964年12月23日生)	2003年3月 当社入社 2008年3月 当社営業企画室長 2009年1月 当社営業企画室長兼経営企画室長 2009年3月 当社経営企画部長 2011年6月 当社執行役員経営企画部長 2012年5月 当社取締役執行役員 管理部門担当兼経営企画部長 2016年5月 当社取締役常務執行役員 管理担当兼経営企画部長 2017年3月 当社取締役常務執行役員 管理担当兼本社営業担当 2018年3月 株式会社ビッグパワー取締役（現任） 2018年5月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2019年3月 当社取締役常務執行役員 東日本営業本部長（現任） 2020年3月 当社取締役執行役員（現任）	2,800株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	しま たに かつ じ 島 谷 勝 司 (1962年12月30日生)	1997年12月 当社入社 2015年3月 当社関西統括部長 2016年3月 当社執行役員 関西統括部長兼関西第三事業部長 2016年11月 当社執行役員関西地区管掌 関西統括部長兼関西第三事業部長 2017年3月 当社執行役員関東・関西地区管掌 関西統括部長 2017年5月 当社取締役執行役員営業担当兼 関西統括部長 2018年5月 当社取締役執行役員営業本部長兼 関西支社長 2019年3月 当社取締役執行役員西日本営業本部長 兼関西支社長 (現任)	1,100株
4	なか ざと あきら 中 里 瑛 (1946年2月16日生)	1969年4月 三菱商事株式会社入社 2003年4月 エム・エス・ケー農業機械株式会社 専務取締役管理統括担当役員 2007年7月 当社顧問 2009年9月 当社専務執行役員 2010年5月 当社取締役専務執行役員 2012年5月 当社相談役 2018年5月 当社顧問 2020年5月 当社取締役 (現任) 2022年2月 当社社長室長 (現任)	700株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3 (役員等のために締結される保険契約) に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2022年10月に当該保険契約の更新を予定しております。
- なお、当該契約の概要等は事業報告13頁をご参照ください。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	あんぼしんじ 安 保 眞 司 (1955年5月27日生)	1978年4月 株式会社横浜銀行入行 2000年1月 同行渋沢支店長 2006年2月 株式会社はまぎん事務センター 企画総務部担当部長 2012年6月 浜銀モーゲージサービス株式会社取締役 2015年5月 当社常勤社外監査役 2016年5月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任） 2017年6月 神奈川県歯科医師信用組合監事（現任） 2021年5月 株式会社ビッグパワー監査役（現任）	800株
2	なおいまさひと 直 井 雅 人 (1958年3月1日生)	1980年4月 旧日本国有鉄道入社 1985年10月 司法試験合格 1989年4月 小田法律事務所勤務 1992年1月 直井法律事務所開設 所長（現任） 1992年1月 株式会社ワールド・ヒューマン・リソース顧問（現任） 2015年5月 当社社外監査役 2016年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	600株
3	かすやこ 粕 谷 まり子 (1978年12月15日生) 【新任】	2003年10月 監査法人トーマツ（有限責任監査法人トーマツ）入社 2008年4月 公認会計士登録 2012年9月 株式会社シャノン入社 2014年8月 株式会社ゼットン入社 2018年11月 粕谷公認会計士事務所代表就任（現任） 2022年1月 株式会社シャノン監査役就任（現任）	-株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 安保眞司氏、直井雅人氏及び粕谷まり子氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 安保眞司氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりです。
金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から社外取締役としての役割を果たしていただくことが期待できるため選任をお願いするものであります。

(2) 直井雅人氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりです。

弁護士としての法曹界における経験・知見を活かした助言・提言を当社の経営に反映し、当社とは独立した立場で主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただくことが期待できるため選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (3) 粕谷まり子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりです。
公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関し豊富な経験と幅広い見識を活かした助言・提言を当社の経営に反映し、社外取締役としての役割を果たしていただくことが期待できるため選任をお願いするものであります。
3. 当社は安保眞司氏、直井雅人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、安保眞司氏、直井雅人氏の再任が承認された場合は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、粕谷まり子氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3（役員等のために締結される保険契約）に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2022年10月に当該保険契約の更新を予定しております。なお、当該契約の概要等は事業報告13頁をご参照ください。
5. 当社は、直井雅人氏を独立役員として東京証券取引所に届出ており、同氏が社外取締役に再任された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、粕谷まり子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
6. 安保眞司氏及び直井雅人氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、監査等委員である取締役の就任前に限り、監査等委員会の同意を得て当社の取締役会の決議により選任を取消することができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
うしき さとし 宇敷 智 (1955年5月5日生)	1979年3月 渡辺測器株式会社（現グラフテック株式会社）入社 2000年4月 同社経理部長 2006年2月 同社人事総務部長 2014年9月 ProfitCube株式会社 常勤監査役 2015年10月 同社執行役員管理部長 2019年10月 当社顧問（現任）	-株

- (注) 1. 同候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同候補者は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 同候補者を補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりです。
- 財務及び会計に関し豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社の提供サービスへの理解も豊富であることから、当社の経営に反映させていただくことが期待できるため選任をお願いするものであります。
4. 候補者が社外取締役に就任した場合、当社と候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償の責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額といたします。
5. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3（役員等のために締結される保険契約）に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2022年10月に当該保険契約の更新を予定しております。
- なお、当該契約の概要等は事業報告13頁をご参照ください。

以上

株主総会会場のご案内図



[会場] 神奈川県横浜市西区南幸2-19-9 TKP横浜ビルTKPガーデンシティPREMIUM横浜西口4F
「ホール4C」 電話 045-322-1361

[交通機関] ■JR東海道線・京浜東北線・横須賀線・総武線 横浜駅 西口より徒歩7分

◎株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- ・感染による影響が大きいとされる高齢や基礎疾患のある方、妊娠中の方などは、くれぐれもご無理をなさらず、ご来場を見合わせてください。
- ・接触感染防止のため、**お土産、お飲み物はご用意いたしておりません**。また、座席の間隔を広げることから席数がかなり限られ、当日ご入場をお断りする可能性がございます。
- ・駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。